

人材紹介利用取引確認書

当社及び請求先は、下記「人材紹介利用規約 ver1.0」に同意し、となりの株式会社が運営する人材紹介サービスの利用を申し込みます。

■発注元

法人名	Ⓜ		
所在地	〒		
担当者	部署／役職： 担当者名： Ⓜ		
TEL		FAX	
メールアドレス			

■紹介手数料

職種	正社員
全職種	年収の 40%

■返金率

1 週間以内	100%
1 ヶ月以内	90%
2 ヶ月以内	30%
4 ヶ月以内	20%
6 ヶ月以内	10%

※上記表にかかわらず、3 ヶ月以内の退職で勤務日数が 7 日以内の場合は、100%返金する

■請求先（申込者と異なる場合にご記入ください）

法人名	Ⓜ
所在地	〒
担当者	Ⓜ

人材紹介利用規約 ver1.0

本規約は、人材紹介を依頼する申込者（以下、「甲」という）がとなりの株式会社（以下、「乙」という）の運営する人材紹介サービス（以下「本サービス」という）を利用する際の規約となりますので、必ずご一読願います。

【 目的 】

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の紹介を依頼し、乙は求職者を甲に紹介するものとする。

【 紹介手数料 】

第2条 甲は、乙が紹介した人材（以下「丙」という）を採用し、入社（入職）に至った場合、人材紹介の対価として雇用形態及び職種に応じた紹介手数料を乙に支払うものとする。紹介手数料は、申込書に明示するものとする。

2 紹介手数料の算定基準については、以下の定めに従うものとする。

① 雇用形態のうち常勤職員とは、雇用時の契約において週 32 時間以上勤務することが予定されている職員とする。非常勤職員は雇用時の契約において週 32 時間未満勤務することが予定されている職員とする。常勤職員、非常勤職員の区別は雇用期間にかかわらないものとする。

② 雇用時の契約において非常勤として採用しても、あらかじめ常勤職員になる時期が確定している場合、常勤職員の紹介手数料がかかるものとする。

③ 丙の入社後 1 ヶ月以内に丙の就業形態に変更が生じた場合は、紹介手数料は変更後の就業形態に応じて変更されるものとし、丙の就業形態の変更が 1 ヶ月経過以降に生じた場合は、紹介手数料は変更されないものとする。紹介手数料が変更された場合、甲及び乙は変更前の紹介手数料を精算するものとする。かかる場合、甲は丙の就業形態変更後の「申込書」をあらかじめ乙に提出しなければならない。

3 甲による内定通知（第7条第1項に定める通知をもって、内定とみなす）後、甲の都合により内定を取り消した場合でも、甲は本条第1項に基づき乙に紹介手数料を支払うものとする。

4 甲は、本契約の終了後であっても、本契約の終了前に、丙の採用面接であって乙が関与した採用面接が実施され、その採用面接の日から1年以内に丙を採用した場合には、乙に対し、紹介手数料を支払うものとする。

5 甲は紹介手数料を、申込書に定める期日までに乙の指定する口座に振り込むものとする。振込手数料は、甲の負担とする。

6 甲が乙に支払うべき金額が支払期日までに支払われなかったときは、乙は甲に対し、支払期日の翌日から支払完了日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年 14%の割合で計算した額を遅延損害金として請求することができる。

【 返金制度 】

第3条 丙が、退社（退職）または解雇（法令に則った正当な解雇に限る）されるに至った場合、入社（入職）日から最終出勤日までの期間に応じて、返金を行うものとする。返金の算定基準は申込書に記載のとおりとする。

2 甲が前項の返金を求める際には、丙の最終出勤日の翌日から起算して 20 日以内に、乙所定の退社連絡書を丙の最終出勤日が確認できる書面（写しでも可）とともに乙所定の方法により提出するものとする。なお、乙は、退社連絡書に記入された退社事由の内容について、甲の会社情報や丙の個人情報、その他いかなる情報でも、丙の責めに帰すべき事由により退社（退職）に至ったかどうかの判断のみに利用し、その他には利用しない。甲の帰責に基づき同期限内に乙に退社連絡書が到着しなかった場合は、前項にかかわらず乙は甲に紹介手数料を返金しない。

3 返金期限は丙の最終出勤日の属する月の翌々月 10 日とし、乙は甲の指定する口座に振り込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

4 丙が、甲の提示した採用条件と実際の労働条件が異なるため退社（退職）に至った場合、その他甲の責めに帰すべき事由により退社（退職）に至った場合、本条第1項にかかわらず紹介手数料は返金しない。なお、当該退社（退職）が甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとする。

【 求職者の就業辞退 】

第4条 乙は紹介による雇用契約の成立を保証するものでなく、丙が入社（入職）辞退した場合でも、乙は甲に対し一切責任を負わず、かつ、補償も行わないものとする。

【 情報の守秘義務 】

第5条 甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社(法人・施設)に関する情報及び丙(採用に至らなかった者を含む)に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとし、相互に守秘義務を負うものとする。

【 求職者の情報の提供 】

第6条 乙が人材紹介の実施にあたって甲に提供する丙に関する情報は、乙が丙から提供を受けた情報を現状有姿にて提供するものであり、乙はかかる情報の正確性又は網羅性を保証するものではない。また、乙は、甲の採用の判断に影響を及ぼす可能性のある丙に関する情報を取得した場合においても、当該情報が丙の機微情報に該当する等の場合には、これを甲に開示しないことがあるものとする。甲は、採用の判断にあたり必要な丙に関する情報については、最終的に自己の責任で確認し、自らの責任で丙を採用するものとし、乙は、情報の提供の有無又は提供された情報の正確性、網羅性等に関して、一切、責任を負わず、かつ、補償も行わないものとする。

【 採用時の通知義務 】

第7条 甲は、丙の採用を決定した場合には、乙に対し、直ちにその旨、労働条件、紹介手数料を算定するのに必要な情報その他の乙が指定する事項を、乙の指定する書面によって通知するものとする。

2 甲は、採用を決定した丙が勤務を開始した場合には、乙に対し、直ちにその旨その他の乙が指定する事項を、乙の指定する書面によって通知するものとする。

【 著作物等使用許諾 】

第8条 甲は乙に対して、甲提供にかかる企業ロゴ・写真・画像・文章など各種データにかかわる著作物等の使用を以下のとおりは無償で許諾する。但し、甲乙間で別段の合意をした場合はそれに従うものとする。

目的 乙が運営するサイトにおける甲の求人等の情報掲載。なお、乙はかかる情報掲載を約束するものではなく、甲乙間の合意又は乙の判断によりかかる情報掲載が実施されるにあたって、本条により著作物等が使用されるものである。

期間 本契約の有効期間中
使用範囲 上記目的のため必要な範囲におけるインターネット上の使用とその他複製、改変等。具体的な使用範

において定める。

- 2 甲は、上記著作物等が第三者の著作権やその他の権利を侵害しないことを保証し、上記著作物等により権利侵害などの問題が生じ、その結果として乙または第三者に対して損害を与えた場合は、一切の責任を負う。
- 3 上記使用許諾の範囲内において乙が上記著作物等を使用した結果、第三者が上記著作物等の転載・複製・改変その他上記著作物等にかかる権利を侵害する何らかの行為をした場合においても、乙は、一切責任を負わず、かつ、補償も行わないものとする。

【 検索連動広告 】

第 9 条 乙は、乙の人材紹介事業の広告のために、インターネットの検索結果において広告リンクを表示するサービス（リスティング広告を含む。以下「検索連動広告」という。）を利用できるものとし、甲の広告が掲載された対象サイト（甲の広告が掲載されたページに限らず、トップページやその他のページとなる場合がある。）を広告対象（広告リンク先）とし、甲の名称の全部または一部をその検索キーワードに利用して広告出稿できるものとする。なお、検索連動広告の利用の有無及び利用する際のキーワードの設定、広告出稿の内容等については乙の裁量で決定できるものとする。

【 求職者の再雇用 】

第 10 条 退社（退職）後 6 ヶ月以内に甲が丙を再雇用した場合には、雇用が継続していたとみなし、甲は、第 3 条の返金の適用を受けていた場合には、当該金額を直ちに再度乙に支払うものとする。

【 有効期間、内容変更及び存続条項 】

第 11 条 本契約の有効期間は、契約締結の日より 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約終了の意思表示がない限り、期間満了の翌日から 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。本契約書の内容変更については甲・乙双方の合意を要するものとする。

- 2 本契約終了後も、第 2 条第 4 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条第 2 項及び第 3 項、第 10 条、本条第 2 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項並びに第 13 条はなお有効に存続するものとする。
- 3 本契約終了後も、本契約が終了するまでに発生した債務の支払義務はなお有効に存続するものとする。

【 解除等 】

第 12 条 甲または乙に次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、相手方は何ら催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- 1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
- 2) 相手方に重大な損害または危害を及ぼしたとき
- 3) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
- 4) 自己の財産について、差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
- 5) 破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立があったとき
- 6) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき
- 7) 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、もしくはあったことが判明したとき
- 8) 自己の関係会社または自己若しくは自己の関係会社の役員若しくは従業員に、反社会的勢力が含まれることが判明したとき
- 9) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または業務妨害行為などの行為をしたとき
- 2 前項各号の一つに該当する事由が生じたときは、当該当事者は相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失するものとする。
- 3 甲及び乙は、本条第 1 項により本契約を解除した当事者が、解除を理由とする損害賠償責任を一切負わないことを確認する。

【 準拠法及び管轄裁判所 】

第 13 条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【 その他 】

第 14 条 本契約書に定めのない事項に問題が生じた場合、または取引条件を変更する場合は、甲・乙誠意を持って協議のうえ、決定するものとする。